

欧州議会、地理的表示の保護制度の非農産品への拡大を求める非拘束決議を採択

2015年10月15日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会は、10月6日、地理的表示（Geographical Indications: GI）の保護制度の非農産品への拡大を求める非拘束決議を、賛成 608 対反対 43（棄権 43）の圧倒的賛成多数で採択した旨、同日にプレスリリースした。ただし、本決議は法的拘束力を有するものではない。

現在、ワイン、スピリッツ、付香ワイン（aromatised wine）及び農産品・食品については欧州連合（EU）レベルの GI 保護制度が存在しているものの、非農産品についてはそのような GI 保護制度は存在していない。非農産品の GI 保護に特化した制度が存在するのは 15 か国にとどまっており、その事例としては、ボヘミア・ガラス、スコットランド・タータン、カララ大理石、マイセン磁器等が挙げられる。

本プレスリリースによると、欧州議会が今般採択したこの決議は、上述した製品をはじめとする地域ないし地方で制作された商品や手工芸品を含むよう、EU レベルの GI 保護を拡大する法案を提出することを、欧州委員会¹に対して求めるもの。また、「文化的遺産や伝統的なノウハウを保全するために、EU レベルの GI 保護制度は多大な経済的可能性を秘めており、特に中小企業や EU 内の諸地域にとって重大な利益を提供し得るものである」との欧州議会議員らの主張も伝えている。さらに、採択された決議のテキストが「GI 保護制度の拡大によって、国際貿易交渉の枠組みにおいて、EU の外部でも同様の保護を享受することも可能となるであろう」と言及していることも本プレスリリースは報じている。

なお、欧州委員会は 2012 年に非農産品の GI 保護に関する調査研究を外部委託し、現状の法制度が不十分であるとの結論を 2013 年 3 月に公表。2013 年 4 月に行われた公聴会では、EU レベルでの効率的な非農産品 GI 保護制度の創設を支持する多数の声があり、これを受けて欧州委員会が分析作業を進め、グリーン・ペーパー（政策提案文書）を作成。これにより計 45 の質問について幅広く関係者からの意見を求めて、2014 年 7 月から 10 月まで意見募集を実施した。

欧州委員会は、この意見募集と 2015 年 1 月に開催した公聴会の結果として、「回答者のうちの明らかな多数派が、非農産品 GI 保護制度の創設について EU レベルでのアクションが必要であるとの見解を示した」などと結論付ける文書を公表していた。

¹ EU において法案提出権限を有する唯一の機関である。

— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 —

[MEPs want better protection for local products rooted in traditional know-how](#)

— 採択された決議のテキスト（暫定版）は、以下参照 —

[European Parliament resolution of 6 October 2015 on the possible extension of geographical indication protection of the European Union to non-agricultural products \(2015/2053\(INI\)\)](#)

— 欧州委員会の意見募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、地理的表示の保護制度の非農産物への拡大について意見募集（2014年7月18日）\(PDF\)](#)

— 欧州委員会が公表した意見募集と公聴会の結果に関する文書は、以下参照 —

[Results of the public consultation \(15 July - 28 October 2014\) and public conference \(19 January 2015, Brussels\) on the Green Paper Making the most out of Europe's traditional know-how: a possible extension of geographical indication protection of the European Union to non-agricultural products \(COM\(2014\) 469 final\) \(PDF\)](#)

(以上)